

## 労働保険年度更新の申告・納付期間は 6月1日から7月10日までです



本年度の労働保険年度更新の変更点は以下のとおりです。  
平成27年度から労災保険率、労務費率、第2種・第3種特別加入  
保険料率を改定します。**(雇用保険料率は変更なし)**  
平成27年度の労災保険の概算保険料は新しい料率で、平成26  
年度の確定保険料はこれまでの料率での申告をお願いします。

### ～労働保険の年度更新期間に伴う

#### コールセンターの開設について～

労働保険の年度更新期間中に、コールセンター（電話による問  
合せ窓口）を開設します。

年度更新申告書の記入方法などについては、コールセンターへ  
のお問い合わせが便利です。

○コールセンター電話 0120-949-732

○開設日時

平成27年5月25日(月)～7月17日(金)(土日祝除く)  
9時～17時

★詳しくは愛知労働局ホームページ

([http://aichi-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/hourei\\_seido\\_tetsuzuki/roudou\\_hoken.html](http://aichi-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/hourei_seido_tetsuzuki/roudou_hoken.html))

または、厚生労働省ホームページをご覧ください。

平成28年3月新規中学校・高等学校卒業予定者に係る求人申込みを開始します。

職業安定課  
☎052-219-5505

平成27年5月12日(火)に愛知県就職問題連絡協議会(愛知労働局主催:愛知県、愛知県教育委員会、  
名古屋市教育委員会、中学校及び高等学校、事業主団体、ハローワーク、その他関係機関の代表により構成)  
が開催され、平成28年3月新規中学校・高等学校卒業予定者の就職について協議を行った結果、学校教育の  
充実を図り、就職希望者の適正な職業選択を確保するとともに求人秩序の確立を図るため、その趣旨の徹底  
を期すこととしました。

求人申込みから推薦・選考開始日等の日程は以下のとおりです。

### ◎新規中学校卒業者の求人申込み～選考日について

平成27年6月20日から求人申込みを開始し、推薦開始期日については平成28年1月1日以降となります。  
また、選考開始期日については平成28年1月20日以降とし、同日が県内一斉選考日となります。

### ◎新規高等学校卒業者の求人申込み～選考日について

平成27年6月20日から求人申込みを開始し、推薦開始期日については求人事業所への推薦文書の到達が  
平成28年9月5日以降となります。

また、選考開始期日については平成28年9月16日以降となります。

### ～ 今後予定している主なイベントについて ～

|         |                                          |                              |                                   |                         |
|---------|------------------------------------------|------------------------------|-----------------------------------|-------------------------|
| 6/17(水) | 14:00～<br>16:00                          | 労働者派遣事業 新規説明会                | 名古屋広小路ビルディング6階<br>需給調整事業部 セミナールーム | 需給調整事業部<br>052-219-5587 |
| 6/30(火) | 第1部<br>13:30～16:00<br>第2部<br>16:10～17:00 | 魅力発見! 業界研究セミナー<br>in ウィンクあいち | 愛知産業労働センター<br>ウィンクあいち<br>8F 展示場   | 職業安定課<br>052-219-5505   |

編集・発行 愛知労働局 総務部 企画室

〒460-8507 名古屋市中区三の丸2丁目5番1号(名古屋合同庁舎第2号館2階)

TEL (052) 972-0252 FAX (052) 961-5798

<ホームページ> <http://aichi-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>

厚生労働省

# 月報 愛知労働局

2015  
6月  
毎月第三稼働日 発行

- 最近の雇用情勢 平成27年4月 . . . . . 1
- 福祉人材の確保に向けて愛知県と愛知労働局が初会合 . . . . . 2
- 6月は男女雇用機会均等月間です . . . . . 2
- 「夏の生活スタイル変革」(通称「ゆう活」)について . . . . . 3
- 平成27年度 全国安全週間について . . . . . 3
- 平成27年度 労働保険の年度更新について . . . . . 4
- 平成28年3月新規中学校・高等学校卒業予定者  
に係る求人申込みを開始します . . . . . 4
- 今後予定している主なイベントについて . . . . . 4

## 最近の雇用情勢 平成27年4月

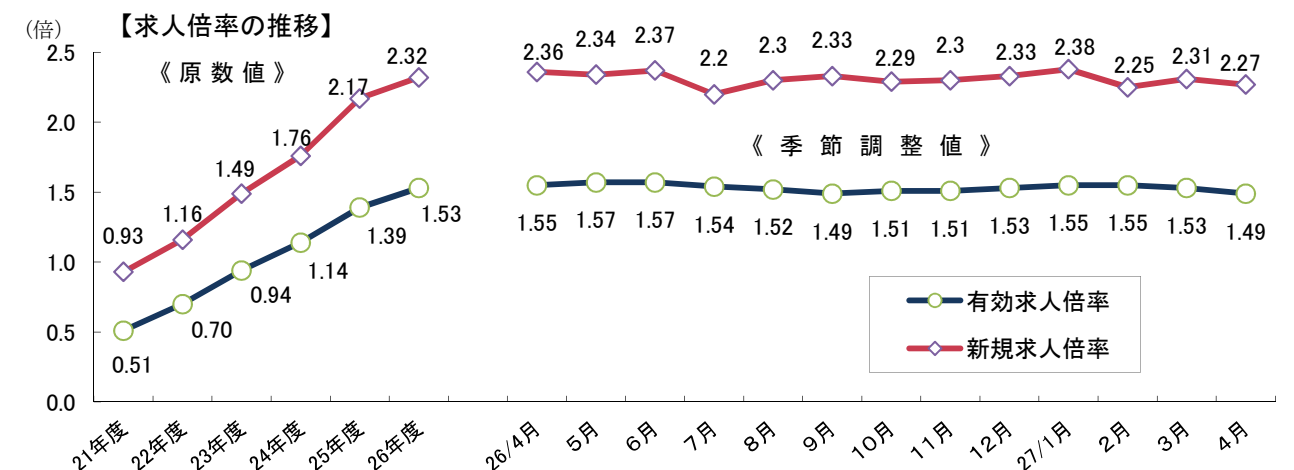
職業安定課  
☎052-219-5578

### 有効求人倍率は前月から低下したが、緩やかな改善が続く

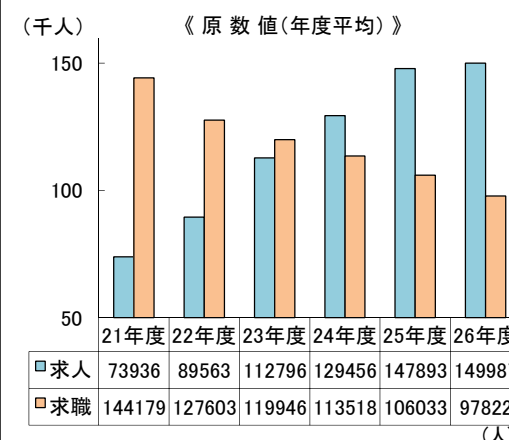
|               |   |       |              |
|---------------|---|-------|--------------|
| 有効求人倍率(季節調整値) | ⇒ | 1.49倍 | 対前月-0.04ポイント |
| 新規求人倍率(季節調整値) | ⇒ | 2.27倍 | 対前月-0.04ポイント |

### 求人倍率の状況

- 有効求人倍率(季節調整値) 1.49倍
  - ・2か月連続で前月を下回った。
  - ・有効求人数は減少(前月比1.9%減)、有効求職者数は増加(前月比1.0%増)。
- 新規求人倍率(季節調整値) 2.27倍
  - ・2か月ぶりに前月を下回った。
  - ・新規求人数は増加(前月比0.9%増)、新規求職者数も増加(前月比2.8%増)。



### 【月間有効求人・月間有効求職の推移】



| 項目       | 当月        | 前年同月      | 対前年同月比 |
|----------|-----------|-----------|--------|
| 新規求職者数   | 30,067 人  | 32,241 人  | 6.7% 減 |
| 月間有効求職者数 | 101,171 人 | 105,924 人 | 4.5% 減 |
| 新規求人数    | 50,628 人  | 55,038 人  | 8.0% 減 |
| 月間有効求人数  | 142,788 人 | 154,400 人 | 7.5% 減 |



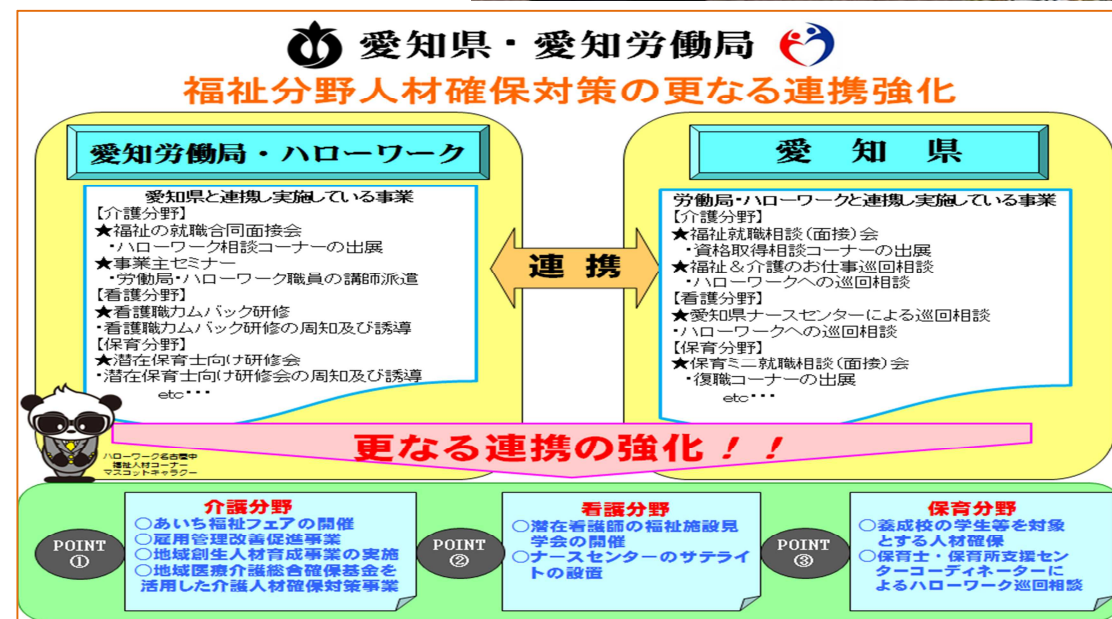
## 福祉分野における愛知県・愛知労働局連携による人材確保対策について ～少子・高齢社会をみんなで支えるために～

本県の福祉(介護・看護・保育)分野における人材不足は深刻な状況にあり、特に介護職・看護職の有効求人倍率は約4倍となっています。また、団塊の世代が75歳以上となる2025年においては、介護人材が約2万人不足すると推計されています。

そのため、従来から福祉人材確保に積極的に取り組んでいるところですが、さらなる対策強化に向け、愛知労働局と愛知県が一層の連携強化を図ることを目的とした「福祉人材確保対策会議」を5月29日に愛知県議会議事堂において開催しました。

藤澤勝博愛知労働局長と吉本明子愛知県副知事が出席のもと、介護・看護・保育など福祉分野における人材の確保を行うための方策について意見交換を行いました。

福祉人材確保に関する愛知労働局と愛知県とのこのような会議は初めての開催であり、会議の終了時には、双方による合意事項について紙面に取りまとめ、今後の一層の連携について確認を行いました。



## 6月は男女雇用機会均等月間です

雇用均等室  
☎052-219-5509

職場のマタハラでつらい思い、していませんか？

～「妊娠したから解雇」は違法です。雇用均等室にご相談ください！～

男女雇用機会均等法が施行されてから30年を迎えます。愛知労働局では、6月の男女雇用機会均等月間を中心に、男女雇用機会均等法(特に妊娠・出産等を理由とする不利益取扱いの禁止)について周知徹底に取り組みます。また、相談者のニーズに応じ、紛争解決援助制度を的確に運用して円滑・迅速な解決を図るとともに、法違反が認められる事業主に対しては、厳正な指導を行います。

平成26年度に愛知労働局雇用均等室で取り扱った相談と紛争解決の援助申立等の受理状況のまとめ

1. 妊娠・出産・育児休業等を理由とした解雇等不利益取扱いに関する相談は、前年度に引き続き高い水準で推移
2. パートタイム労働法の改正、男女雇用機会均等法施行規則等の改正により、相談件数全体も大幅に増加
3. 県内初(全国で6件目)のパートタイム労働法に基づく調停を実施、円満解決

## はじめよう！夕方を楽しく活かす働き方

政府は、「夏の生活スタイル変革」の通称を『ゆう活』に決定し、『ゆう活』を促す国民運動を盛り上げていくこととしました。「夏の生活スタイル変革」は、朝早くから働き始め、明るい夕方のうちに仕事を終わらせ、夕方からは家族や友人との時間を楽しむことを推進してワークライフバランスを実現し、国民が豊かさを実感できるようにすることを目的としています。

『ゆう活』とは『ゆう活』(ゆうやけ時間活動推進)は、勤務終了時刻が早まることで生まれる夕方の時間で、生活を豊かにしていくという考え方から名付けられました。今まで勤務時間に充てられていた“夕”方の時間に、“悠々”とした自分の時間が生まれることでより一層生活を豊かにしていく。『ゆう活』を通じて、国民の働き方が変わること、生活スタイルの変革を推進します。

早朝に集中して仕事を行うことで、効率的に業務を進めることができ、また、家族での団らん、自分の時間を楽しむことは、仕事の作業効率をあげることにもつながると言われています。この機会に夏の生活スタイル変革に取り組んでみてはいかがでしょうか。

① ゆうやけ時に悠々とした時間が生まれる。  
② 友人と会える。  
③ 遊ぶ時間が増える。  
家族で過ごす優しい時間ができる。  
新しい人・モノ・ことと自分が結ばれる。  
勤務時間が、1、2時間早まることで生まれる自分の時間で生活を豊かにしていこう。



『ゆう活』のロゴマーク  
夕方を想起させるオレンジ色を基調に、豊かな時間が広がっていくことを表現したデザインです。

## 平成27年度 全国安全週間について

安全課  
☎052-972-0255

7月1日(水)から7日(火)までを安全週間、  
6月1日(月)から30日(火)までを準備期間  
として、全国で展開されます。

国内の経済状況が好転する一方、人手不足が顕在化し、企業の安全管理体制が懸念されています。例えば、入社して間もないなど、経験の浅い労働者は、職場に潜む危険要因に気づきにくいため、事故に遭遇する危険性が高まります。そこで、安全な職場環境を維持するには、同じ職場にいる労働者全員で危険要因をいち早く見つけ出し、事故発生を未然に防ぐことが重要です。この対策が進み、働きやすい職場環境が実現することで、労働者の安全意識が向上し、設備面だけでなく作業方法の面でも改善を提案しやすい風土の醸成が期待されます。

今年で88回目になる全国安全週間は、労働災害を防止するための産業界での自主的な活動を推進するとともに、職場での安全に対する意識を高め、安全を維持する活動の定着を目的としています。



愛知労働局管内における労働災害は、昨年度、死者数は61人、休業4日以上死傷者数は6,703人であり、死亡災害が前年比7人の増加、死傷災害は前年比2.6%の増加となりました。このような状況を踏まえ、この全国安全週間を契機としてそれぞれの職場で、自主的な安全衛生活動の促進や女性労働者、高齢労働者が活躍するための職場改善の推進など安全活動の着実な実行を図っていただくよう、呼びかけます。

平成27年度「全国安全週間」スローガン

危険見つけてみんなで改善 意識高めて安全職場